

検討に当たっての基本的な考え方 【自然環境保全】

令和7年3月



■ 自然環境保全のあり方について

○課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。

【課題】

課題①

○樹木管理に関する基本的なスタンスが整理されていない。

課題②

○樹木管理を実施する際（計画策定前段階）の合意形成ルールが決まっていない。

課題③

○樹木管理を実施する際（工事着手前段階）の情報発信ルールが決まっていない。

課題④

○間伐や景観確保のための樹木伐採など公園の管理に関する理解が十分でない。

【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

面的対応

○利用者・専門家等の声を取り入れたゾーニング図の作成。
※各公園における、園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にし、公表。

個別的対応①

○樹木管理に係る合意形成のルールの作成。
※樹木管理実施時（計画策定前段階）の公園利用者等への説明周知と意見聴取実施。

個別的対応②

○樹木管理に係る情報発信のルールの作成。
※樹木管理実施時（工事着手前段階）の公園利用者等への説明周知。

個別的対応③

○公園管理に公園利用者が企画・行動するしくみの検討。



西猪名公園におけるゾーニング区分の方針

- ・西猪名公園の現状を園内を地面にある対象物に応じ「施設ゾーン」及び「みどりゾーン」に分類した「**ゾーニング図A**」を作成し、**ゾーン毎に自然環境保全目標を設定する。**
- ・ゾーニング図Aで設定した**施設ゾーンにおける樹木の役割・価値を評価した「ゾーニング図A'」を作成し**、樹木管理の議論における基本情報とする。
- ・**現状の利用方法や園内活動を整理した「ゾーニング図B」を作成し**、管理等の参考とする。なお、ゾーニング図Bは今後管理運営協議会において継続して更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。
- ・ゾーニング図Aにおけるゾーンの境界が明確に区分できない部分がある場合やゾーニング図A'における樹木の評価などは、管理運営協議会において継続的に協議する。
- ・将来において、ゾーニング変更を行う場合は、管理運営協議会で合意形成を図る。

西猪名公園におけるゾーニング図の整理

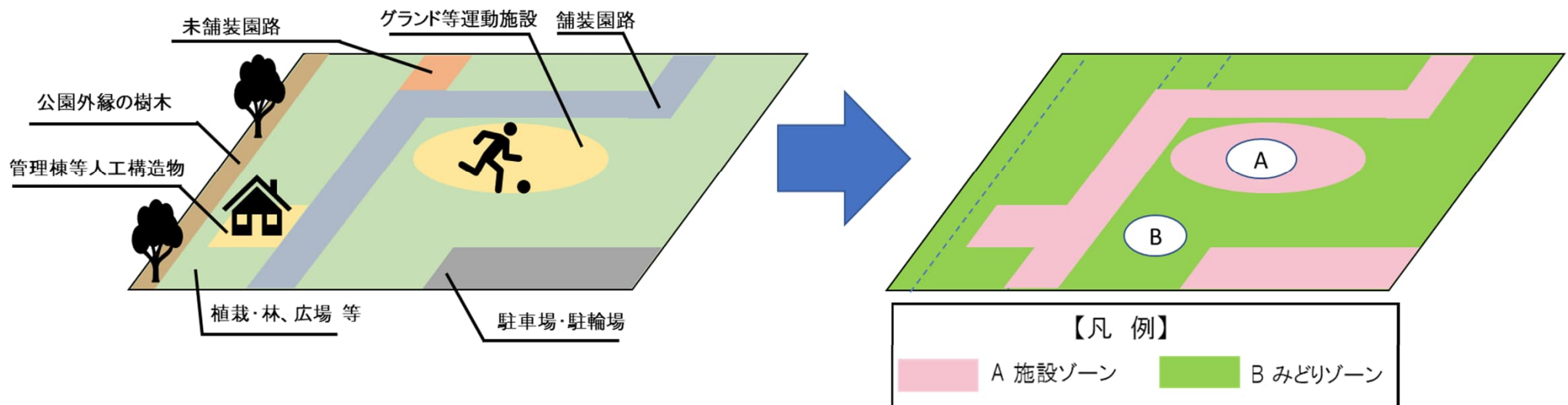
区分	考え方	具体例			
① ゾーニング 図A	・地面にある対象物に応じ分類 ・ゾーン毎の環境保全目標及び樹木管理の手法を設定	区分	対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法
		施設ゾーン	・スポーツ施設、舗装園路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する。	・樹木も施設の一部として、施設運営に支障となる場合は剪定や伐採等により適切に管理する。
		みどりゾーン	・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する。	・利活用に応じた樹木管理を行う。 ・公園の魅力向上に資する樹木管理を行う。
② ゾーニング 図A'	・ゾーニング図Aで設定した施設ゾーン内における樹木の役割を評価・分類	・公園外部への景観形成の役割を持つ樹木 ・園内と園外の仕切りの役割を持つ樹木 ・もっぱら施設の一部としての樹木 等			
③ ゾーニング 図B	・管理等の参考とするため、公園の利用方法や園内活動を整理	・イベントで昆虫採集に利用される草地 ・花見を行う広場 ・マルシェ・工作教室を行うエリア 等			

① ゾーニング図A

○対象物で分類

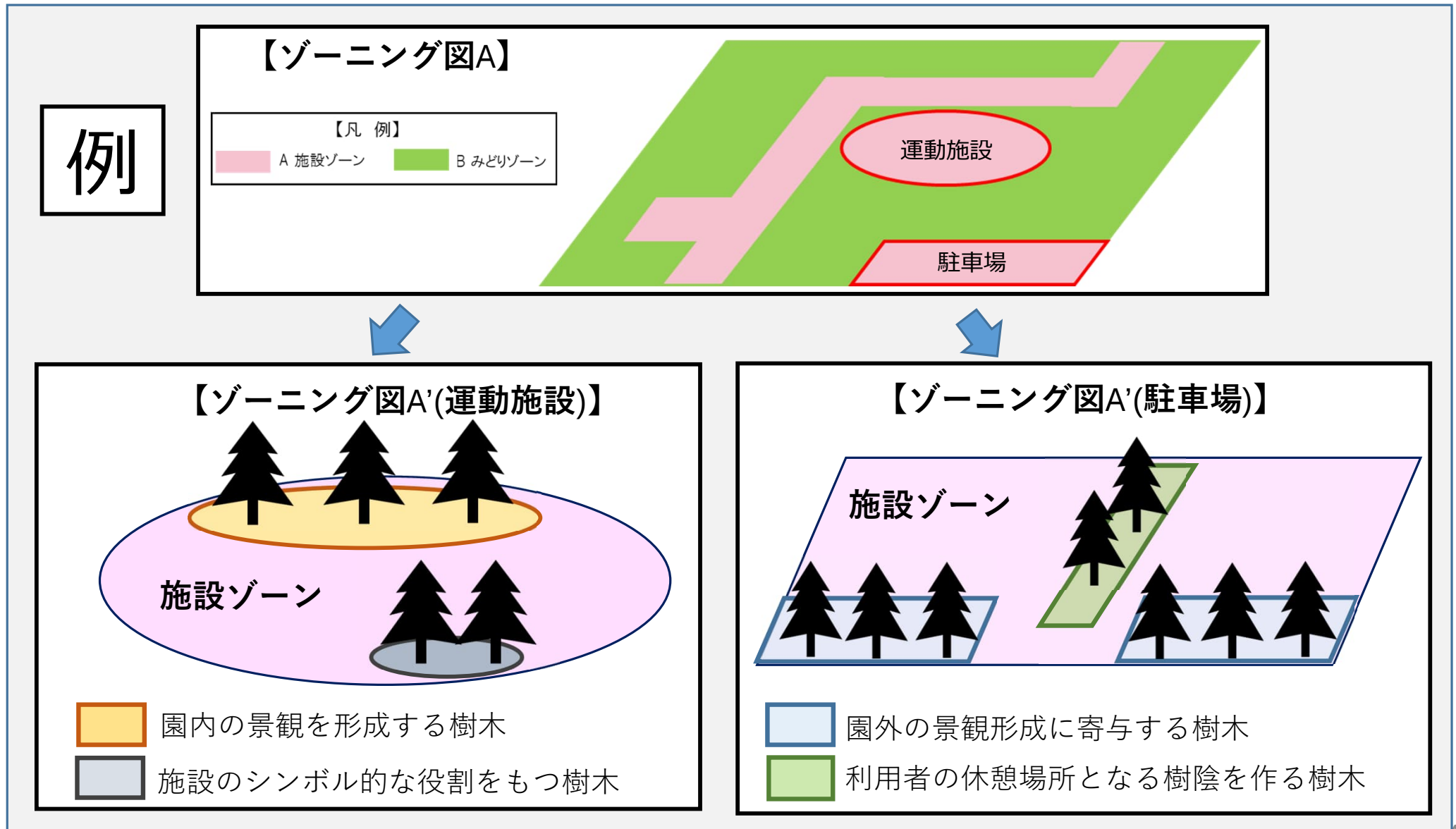
区分	対象物	具体的な場所
A 施設ゾーン 	・スポーツ施設、舗装園路を含む人工構造物	・球技場、テニスコート ・駐輪場、駐車場 ・公園管理事務所 ・ウォーターランド 等
B みどりゾーン 	・芝生広場、未舗装園路、林等	・桜の広場 ・公園外縁の樹木 等

○分類に基づきゾーニングを作成



② ゾーニング図A'

○必要に応じて施設ゾーン内の樹木の役割を評価・分類し、今後の公園管理における基本情報とする。





③ゾーニング図Bについて

○現状の利用方法や園内活動を図示

指定管理者は公園管理上留意すべき内容として、公園管理等に活かす。

○管理運営協議会において継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

■更新の流れ(例)

①意見提案の募集

図に掲載すべき内容について意見・提案を募集・集約

②検討

次の点について検討

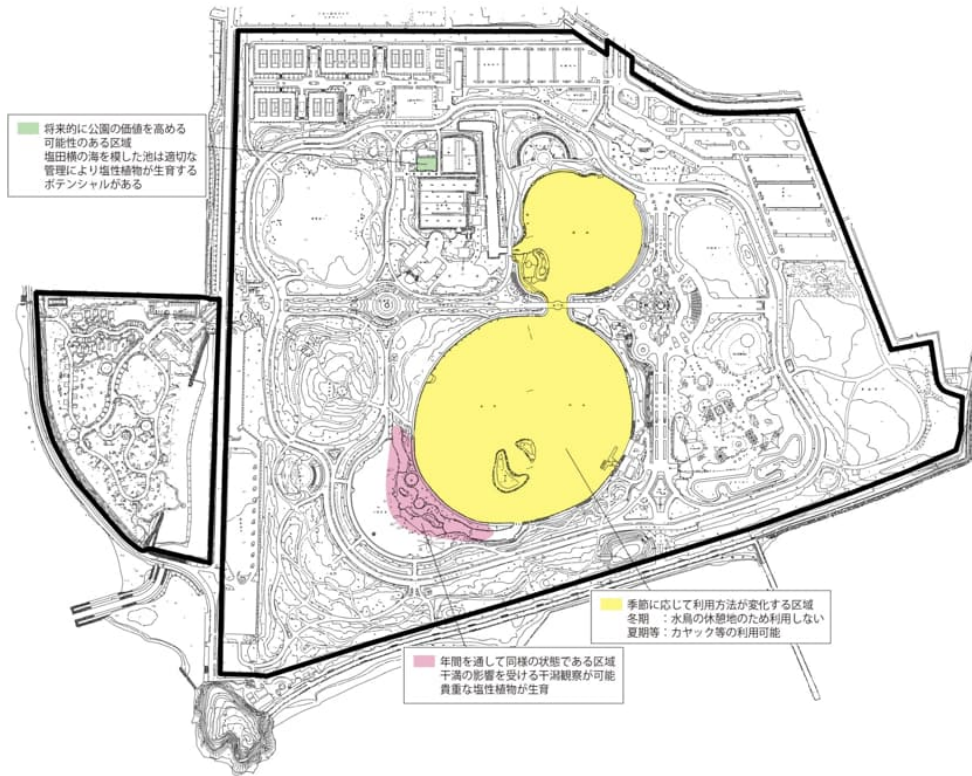
- ・図に載せて広く共有すべき内容か
- ・公園管理上留意が必要となる内容か

③図の更新・共有

図に掲載すべきとの考えで一致した場合には、図に情報を追加
管理事務所やホームページ等に掲示する

【参考】他公園のゾーニング図B

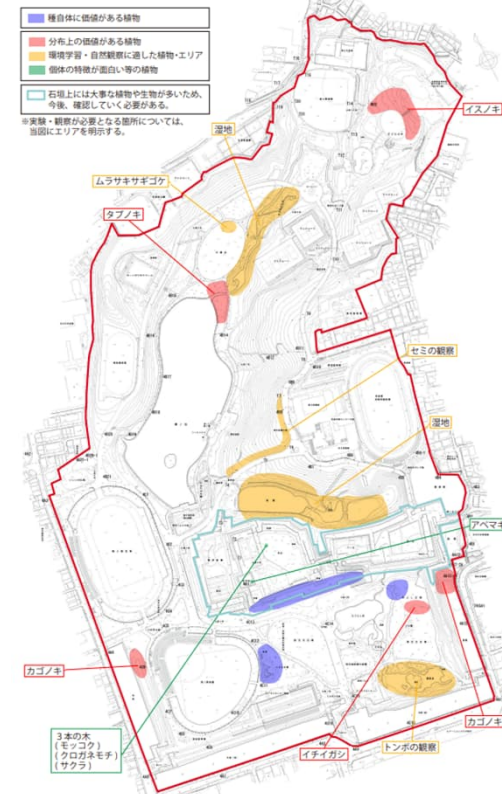
赤穂海浜公園ゾーニング図B



【主な記載内容】

- ・中央の池における季節に応じた利用方法や留意点。
- ・公園内で干満の影響を受ける干潟観察が可能。
- ・耐塩性を持つ貴重な植物等が生育する土壌・ポテンシャルがある。

明石公園ゾーニング図B



【主な記載内容】

- ・珍しい植物のみならず、種としては特段珍しくないが、明石公園内に植生していることに価値のある植物や面白い特徴をもつ個体の植物、環境学習に適したエリア等を明記



○実際に樹木管理を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・管理運営協議会において合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。
それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。
- ・施設ゾーンの樹木については、施設の新設や改廃実施時におけるルールに基づき合意形成を行う。

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採

特別な維持管理

用途変更に伴う樹木伐採等

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会への報告	事前報告 (指定管理者)	事前報告 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—	○ (県)	—

※事前報告の例：年度末の管理運営協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明



○公園管理に関する情報発信のルール設定

- ・工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、紙媒体やHP等による周知等）を設定する。
- ・施設ゾーンの樹木については、施設の新設や改廃実施時におけるルールに基づき情報発信を行う。

＜情報発信のルール＞

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—



○公園管理に県民が参画するための取組みの実施

- ・公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

＜利用者参画の例＞

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）
- ・公園利用者や地域の方を巻き込んだ花壇作りの実施。